

# 第6期大府市障がい福祉計画

## 第2期大府市障がい児福祉計画

### 概要版

#### 1 計画策定の目的

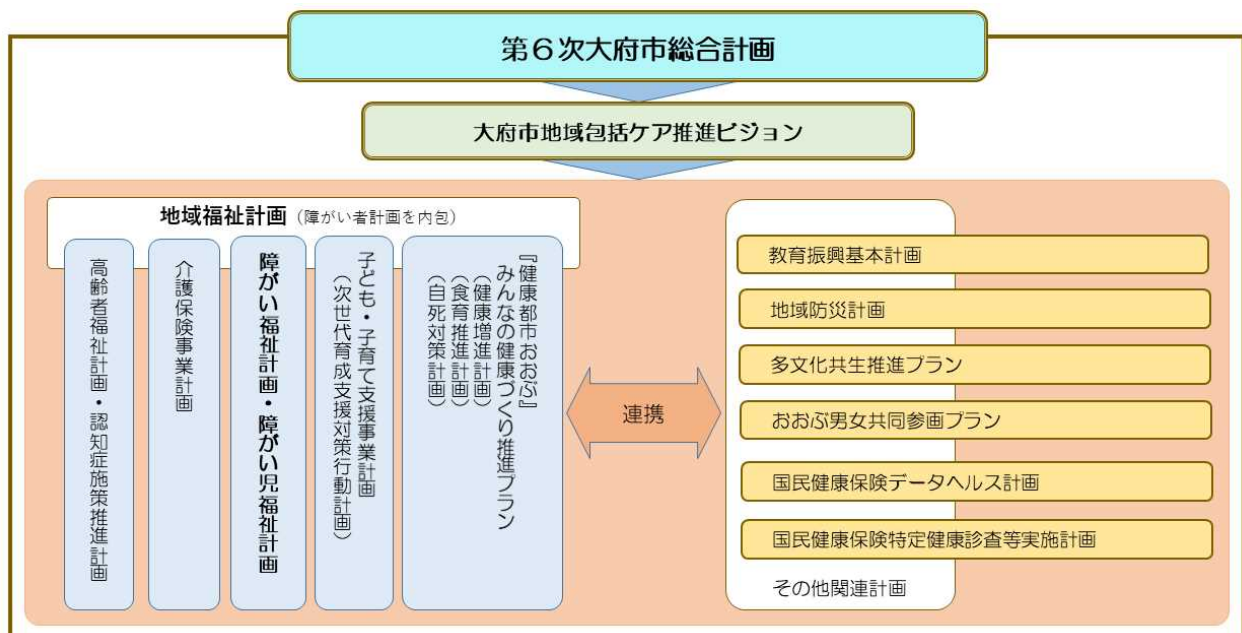
平成18年度に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から障害者総合支援法施行）に基づき、すべての都道府県及び市町村に「障がい福祉計画」の策定が義務付けられました。この計画は、地域移行や就労に関する数値目標を設定するとともに、「障害福祉サービス」「相談支援」「地域生活支援事業」について必要な見込量及びその提供体制の確保に向けての具体的方策を定めるものです。

また、大府市障がい児福祉計画は、障がい児の支援体制をより計画的に確保するために、必要な見込量及び確保方策について定めるものです。

#### 2 計画の位置付けと計画期間

本市では、令和元年度に策定した「第2次大府市地域福祉計画」において、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下障がい者等）に関する部分を障害者基本法に基づく障がい者計画とし、障がい児者の福祉施策に関する基本方針や事業の方向性を定めています。これに対し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス等の見込量及び提供体制の確保策等を定める実施計画と位置付けています。

本計画期間は、3年間で1期として策定します。第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（計画期間：平成30年度から令和2年度まで）の進捗状況等の分析を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの3年間で1期として策定します。



### 3 基本理念

国が定める基本指針に基づき、次の7点を第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の基本理念とします。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図るために、支援体制の確立を推進します。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲は、18歳以上の身体障がい、知的障がい及び精神障がい並びに難病患者等、又は障がい児とし、各障がいの種別に伴うサービス内容の格差を是正し、均一で公平なサービスの提供を推進します。

#### (3) 入所等からの地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等が地域で自立した生活を送ることができるよう、入所や入院からの地域生活への移行、地域生活を継続するための支援、就労支援等の課題に対応したサービスを提供する基盤整備を推進します。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が地域の一員として主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや障がい分野以外の公的サービス及び地域の社会資源等のインフォーマルな支援の活用により、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、個々のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供するため、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関による連携体制の整備を推進します。また、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）により、障がい児を含めた全ての児童が共に成長できるように、障がい児が地域の保育、教育等の支援を受けられるようにするための障がい児支援の提供を推進します。

#### (6) 障がい福祉人材の育成と確保

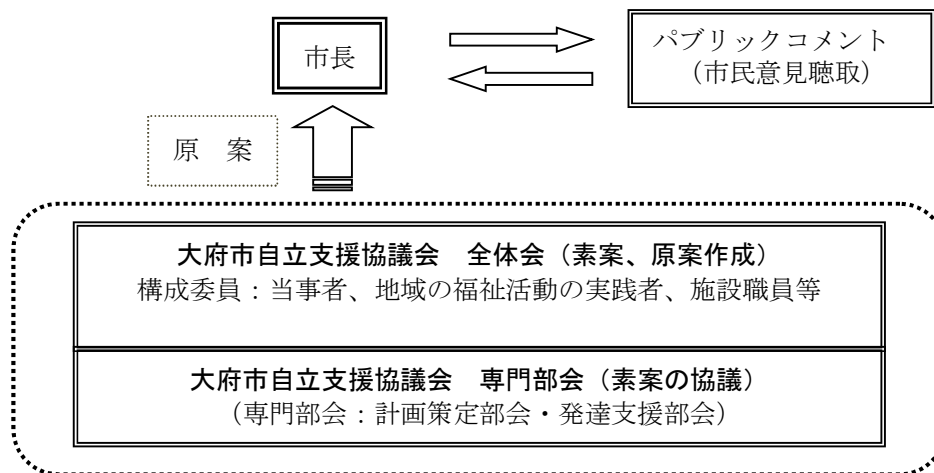
将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せて人材育成と確保のための取組を推進します。

#### (7) 障がい者の社会参加を支える取組

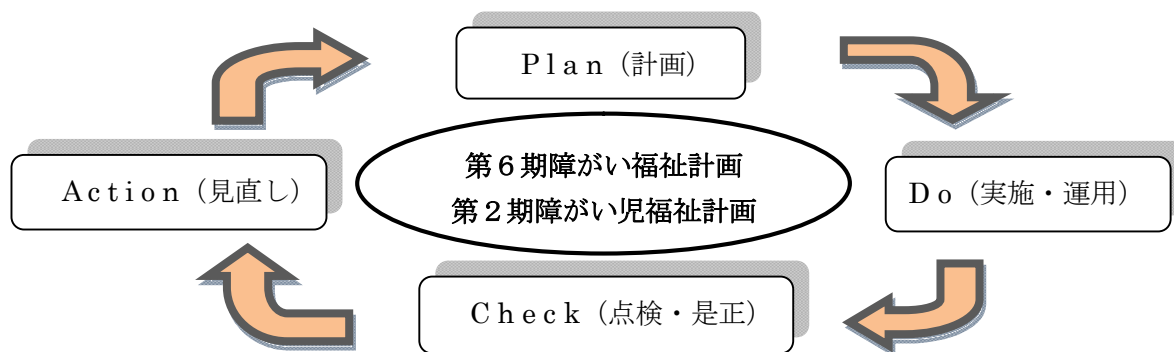
障がい者等が文化芸術を観賞し、又は創造や発表等の多様な活動等をする機会の確保を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 4 策定の方針と体制

国の基本指針に基づき、市内の障がい福祉サービス関係事業所及び障害児通所支援事業所の方に当事者および当事者団体の代表を加えたメンバーで構成された大府市自立支援協議会にて素案、原案の協議、作成を行い、障がい福祉計画および障がい児福祉計画を策定しています。



障がい福祉計画・障がい児福祉計画の推進にあたっては、P D C Aサイクルを活用し、大府市自立支援協議会から意見を聴取しながら計画の進捗管理を行います。



## 5 障がい者数の将来予測（障がい者手帳所持者）

区分	令和元年度	令和2年度	令和5年度	令和2～5年度 増加率
総人口	92,414人	92,670人	95,139人	2.66%
障がい者総数	3,767人 4.08%	3,869人 4.18%	4,070人 4.27%	5.20%
身体障がい者	2,385人 2.58%	2,394人 2.58%	2,405人 2.52%	0.46%
知的障がい者	644人 0.70%	683人 0.73%	750人 0.79%	9.81%
精神障がい者	738人 0.80%	792人 0.85%	915人 0.96%	15.53%

※各年度4月1日実績、令和5年度は見込値、下段は人口に占める割合

## 6 地域生活に向けた取組

### (1) 障がい福祉施設入所者の地域生活への移行

#### 【成果目標】

第5期計画期間の実績(令和2年度末時点)

- 入所者の減少数 : 3人(目標1人)
- 地域生活移行者数 : 0人(目標3人)



第6期計画の目標(令和5年度末時点)

- 入所者の減少数 : 1人
- 地域生活移行者数 : 3人

第6期計画は、国の基本指針に即し、令和元年度末時点での施設入所数の15%以上が地域生活へ移行すること、施設入所数の1.6%以上を削減することを目標としました。

※令和元年度末時点の入所者数20人

#### 【本計画期間の主な取組】

- 施設入所希望者への必要性の協議
- 施設入所者の地域移行の意向を確認
- 地域移行に向けた入所施設との連携

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【成果目標】

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数 年4回以上
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の参加者数  
・保健、医療、福祉、介護、当事者または家族 各1名以上
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における  
目標設定及び評価の実施回数 年1回以上

本市では、大府市自立支援協議会の地域移行部会を協議の場として、長期入院患者の地域移行に向けた課題の整理や支援体制の整備等について協議を行っています。

#### ○精神障がい者の利用者数の見込み

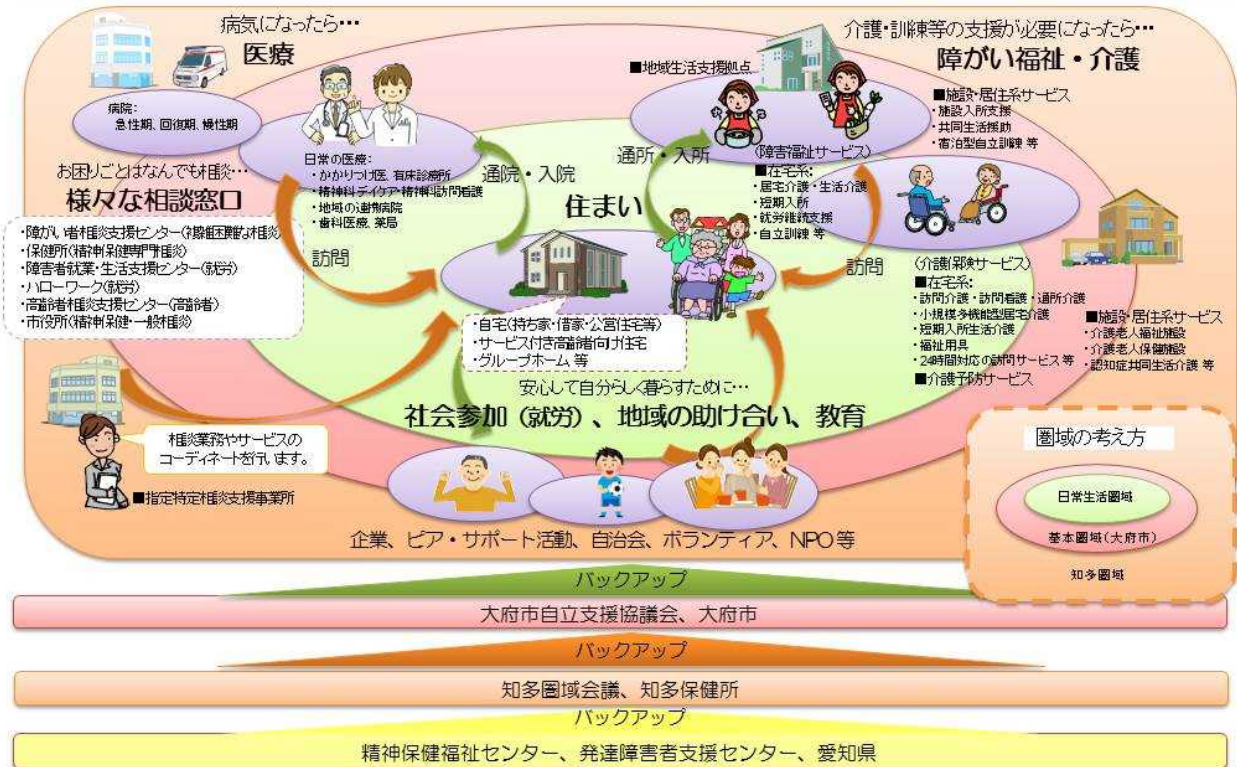
サービス名	単位	令和2年度 実績	令和5年度 見込み
地域移行支援	人/月	0人	1人
地域定着支援	人/月	0人	1人
共同生活援助	人/月	5人	10人
自立生活援助	人/月	0人	1人

※令和2年度実績は4月から9月までの平均値

#### 【本計画期間の主な取組】

- 保健、医療、福祉関係者による協議
- 地域移行に係る支援体制の構築
- 保健、医療、福祉関係者の連携による支援
- 地域移行後の生活を支援

## 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ図）



### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【機能と取組状況】

機能	具体的な内容	市の取組
①相談	計画相談、地域定着支援の実施、コーディネーターの設置	指定特定相談支援事業所及び基幹相談支援センターの設置
②緊急時の受入れ・対応	緊急時の宿泊事業の実施	短期入所事業所との連携、居室確保事業の実施
③体験の機会・場	入所者や入院患者を対象とした一人暮らし体験の実施	地域相談支援事業所による地域移行支援の実施
④専門的人材の確保・養成	研修の実施	専門研修の実施、受講費補助
⑤地域の体制づくり	地域課題の抽出、相談業務や支援体制のコーディネート	大府市自立支援協議会での協議、基幹相談支援センターによるコーディネート

#### 【成果目標】

- 地域生活支援拠点の設置個所数
  - ・面的整備により1か所（整備済み）
- 地域生活支援拠点が有する機能の充実に向けた検証、検討の実施回数
  - ・自立支援協議会により年1回以上協議

#### 【本計画期間の主な取組】

- 居室確保事業※の登録事業所数の増加
- 専門研修の開催及び受講費補助の実施
- 大府市自立支援協議会にて地域生活支援拠点の検証及び機能充実について協議

※居室確保事業…緊急一時的な宿泊サービス又は地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊サービスを提供する市の独自事業

## 7 障がい者の就労

### (1) 障がい福祉施設から一般就労への移行等

#### 【成果目標】

#### ○障がい福祉施設から一般就労への移行者数

項 目	令和元年度 実 績	第6期計画 目標値 (令和5年度末)
就労移行支援事業からの移行者数	6人	8人
就労継続支援A型事業からの移行者数	1人	2人
就労継続支援B型事業からの移行者数	3人	4人
合 計	10人	14人

○就労定着率が8割以上の市内事業所の割合 100%

○就労定着支援の利用者数 障がい福祉施設から一般就労への移行者数の7割以上

#### 【本計画期間の主な取組】

○就労移行支援事業の周知、更生訓練費の支給

○サービス等利用計画作成時に一般就労の意向を確認 ○就労定着支援事業の周知

### (2) 障がい者雇用の促進

○大府市障がい者雇用事業所連絡協議会等の加入事業所の増加

○当事者が交流する機会の提供

### (3) 障がい福祉施設の工賃向上

○官公需のさらなる拡大 ○共同受注や農福連携等の取組

○障害福祉サービス事業所の施設外就労先の拡充

### (4) 農福連携の促進

○障がい福祉施設への農福連携に関する情報提供

○農業分野での障がい者等の就労の機会の提供

## 8 障がい者の支援体制の充実に向けた取組

### (1) 相談支援体制の充実・強化等

#### 【成果目標】

- |                                  |                          |
|----------------------------------|--------------------------|
| ○障がい分野の総合的・専門的な相談支援の実施           | <u>基幹相談支援センターにより実施済み</u> |
| ○福祉課題を包括的に対応する相談窓口の実施            | <u>令和3年度から実施</u>         |
| ○地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | <u>年4回以上</u>             |
| ○地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数            | <u>年4回以上</u>             |
| ○地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数           | <u>年4回以上</u>             |

#### 【本計画期間の主な取組】

- 基幹相談支援センターによる総合的・専門的な相談支援の実施
- 福祉総合相談室（令和3年度から設置）と基幹相談支援センターが連携し、包括的な相談支援を実施
- 計画相談支援事業所連絡会等による相談支援事業所への支援の実施（専門的な指導や助言、人材育成の支援、連携強化の取組）

### (2) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 【成果目標】

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| ○県主催の研修への市職員の参加人数          | <u>年2人以上</u>   |
| ○審査結果等の事業所との情報共有の体制の有無及び回数 | <u>有・年2回以上</u> |

令和3年度から、障害福祉サービス事業所の指定権限を県から移譲し、身近な地域で事業所指定及び指導監査を実施することにより、質の向上を図ります。

#### 【本計画期間の主な取組】

- 市職員が県主催の研修会へ参加
- 障がい福祉サービス施設長会等において法令順守、請求誤り防止等のための情報共有を実施
- 県と指導監査における情報共有を実施
- 人材育成・人材確保に向けた取組を実施
- 大府市自立支援協議会にて地域課題の解決等に向けた協議

## 9 障害福祉サービス等の見込量

### 【障害福祉サービス等の種類】

サービス名	内 容
居 宅 介 護	自宅で障がい者等に入浴や排泄、食事等の介助をします。
重度訪問介護	重度の障がい者等のうち、常に介護を必要とする人に、自宅での入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助をします。
重度障害者等 包 括 支 援	介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所等のサービスを包括的に提供します。
同 行 援 護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報提供（代筆、代読を含む）や外出支援をします。
行 動 援 護	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいがある人に、外出時における移動、排泄、食事等の援助をします。
生 活 介 護	常に介護が必要な障がい者等に、施設で入浴や排泄、食事の介助や創作的活動等の機会を提供します。
自 立 訓 練 《機能訓練》	身体障がい者に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、身体機能の向上のために必要な訓練をします。
自 立 訓 練 《生活訓練》	知的障がいや精神障がいがある人に、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力の向上のために必要な訓練をします。
就 労 移 行 支 援	就労を希望する障がい者等に、一定の期間、就職のための生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練をします。
就 労 継 続 支 援 (A型、B型)	企業等での就労が困難な方に、働く場を提供し、就労能力向上のための訓練をします。(A型＝雇用型 B型＝非雇用型)
就 労 定 着 支 援	企業や自宅等への訪問などにより、生活面の課題を把握するとともに、企業との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて支援します。
共 同 生 活 援 助 《グループホーム》	障がい者等に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で入浴、排泄又は食事の介助、その他の日常生活上の援助を行います。
施 設 入 所 支 援	施設に入所する障がい者等に対して、主として夜間において、入浴、排泄、食事等の介助等、日常生活上の支援を行います。
短 期 入 所	自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者等に障害者支援施設等に短期間入所してもらい、入浴、排泄、食事のほか、必要な介助を行います。
療 養 介 護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護等の世話をを行います。
計 画 相 談 支 援	サービス等利用計画についての相談及び作成等の支援が必要と認められる場合に、障がい者等の自立した生活を支え、障がい者等が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地 域 移 行 支 援	入所施設に入所している障がい者等、又は精神科病院に入院している障がい者について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行等を支援します。



サービス名	内 容
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者等であって、地域生活を継続していくために常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる人について、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等を行います。
自立生活援助	一人暮らしの知的障がい者や精神障がい者の自宅を定期的に巡回訪問し、又は電話等の相談に随時対応することで日常生活における必要な助言、医療機関等との連絡調整を行います。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居 宅 介 護 H29(10)→R2(10)	人/月	91	94	87	96	97	98
	時間/月	1,367	1,279	1,171	1,344	1,358	1,372
重度訪問介護 H29(10)→R2(10)	人/月	5	5	6	6	7	7
	時間/月	388	393	456	471	543	550
重度障害者等 包括支援 H29(0)→R2(0)	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護 H29(6)→R2(6)	人/月	5	6	6	8	9	10
	時間/月	42	51	50	68	77	85
行動援護 H29(4)→R2(4)	人/月	15	13	10	15	16	17
	時間/月	168	164	114	180	192	204
生活介護 H29(5)→R2(8)	人/月	142	150	152	160	165	170
	人日/月	2,750	2,898	2,999	3,120	3,217	3,315
自立訓練 《機能訓練》 H29(0)→R2(1)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
自立訓練 《生活訓練》 H29(1)→R2(2)	人/月	8	8	4	8	8	8
	人日/月	78	69	45	80	80	80
就労移行支援 H29(2)→R2(2)	人/月	12	15	18	20	24	28
	人日/月	194	251	330	340	408	476
就労継続支援A型 H29(4)→R2(2)	人/月	45	40	40	42	43	44
	人日/月	843	757	733	777	795	814
就労継続支援B型 H29(7)→R2(9)	人/月	105	114	119	120	123	126
	人日/月	1,890	1,969	2,106	2,112	2,164	2,217

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
就労定着支援 H29(0)→R2(1)	人/月	11	15	7	20	23	26
共同生活援助 《グループホーム》 H29(16)→R2(17)	人/月	63	62	63	69	72	75
	人日/月	1,557	1,523	1,573	1,656	1,728	1,800
施設入所支援 H29(0)→R2(0)	人/月	22	21	20	20	20	19
	人日/月	628	603	601	600	600	570
短期入所 H29(2)→R2(2)	人/月	17	17	12	20	23	25
	人日/月	93	96	45	102	114	126
療養介護 H29(0)→R2(0)	人/月	4	4	4	4	4	4
	人日/月	122	122	117	122	122	122
計画相談支援 H29(4)→R2(4)	人/月	78	96	95	102	104	106
地域移行支援 H29(2)→R2(2)	人/月	1	0	0	2	2	2
地域定着支援 H29(2)→R2(2)	人/月	3	2	0	2	2	2
自立生活援助 H29(0)→R2(0)	人/月	0	0	0	2	2	2

※ ( ) 内は、平成 29 年および令和 2 年 4 月時点の市内事業所数

※各年度は 1 か月あたりの平均値、令和 2 年度は 4 月から 9 月までの平均値

## ○障害福祉サービス等の見込量に対する確保の方策等（主なもの）

### 【訪問系サービス】（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）

サービスの担い手となる人材の育成と事業所の確保、医療的ケア・行動援護等の専門的な支援ができる人材の育成と確保

### 【日中活動系サービス】（生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続、就労定着）

特別支援学校卒業生等の通所先の確保、特定相談支援事業所等による障がい特性等に応じた通所先の選択支援、重症心身障がい者等の通所先の確保に向けた保健福祉圏域での継続協議、就労定着支援事業の周知

### 【居住系サービス】（共同生活援助、施設入所支援、短期入所、療養介護）

指定特定相談支援事業所と連携して短期入所事業所についての情報提供、居住系サービスのニーズや充足状況等の確認および関係機関と協議

### 【相談支援】（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）

持続可能な相談支援体制の構築、計画相談支援および相談支援専門員の質の向上

## 10 地域生活支援事業の見込量

### 【実績と見込量】

サービス名	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	相談延べ件数	2,815	2,959	1,142	3,050	3,100	3,150
成年後見制度利用支援事業	法人後見受任者数	25	27	27	28	29	30
手話通訳者派遣事業	延べ利用件数	75	60	18	80	89	93
要約筆記者派遣事業	延べ利用件数	5	3	2	5	5	5
日常生活用具給付事業	延べ給付件数	1,439	1,503	538	1,586	1,622	1,658
手話奉仕員養成研修事業	受講終了者数	15	7	—	20	16	20
移動支援事業	利用人数	163	174	125	182	187	192
	延べ利用時間	16,167	16,537	4,357	17,225	17,665	18,106
地域活動支援センターおおぶ	登録者数	67	83	63	87	89	91
個別給付型地域生活支援センター	利用者数	—	—	1	2	3	4
日中一時支援事業	利用人数	44	43	32	47	50	53
	延べ利用回数	1,872	1,957	811	2,018	2,156	2,299
訪問入浴サービス事業	利用人数	7	8	8	8	9	10
身体障がい者自動車運転免許取得費助成事業	利用人数	4	0	1	1	1	1
身体障がい者自動車改造費助成事業	利用人数	3	0	1	4	4	4

※令和2年度は4月から9月までの実績値

※令和2年度の手話奉仕員養成講座は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

### 地域生活支援事業の事業の方向性等（主なもの）

#### 【必須事業】

意思疎通支援事業・・・設置通訳者等の制度の周知、通訳者の確保

日常生活用具給付事業・・・必要に応じた給付項目等の見直し

移動支援事業・・・サービス提供体制の確保

地域活動支援センター事業・・・働く障がい者等の交流の場、余暇活動の場として活用

#### 【任意事業】

日中一時支援事業・・・多様なニーズに対応できるよう制度内容を検討

訪問入浴サービス事業・・・サービス提供体制の確保

## 11 障がい者のくらし

### (1) 社会参加を支える取組

文化芸術活動の機会を確保、移動支援等によるレクリエーション活動の支援、余暇活動等の支援

### (2) コミュニケーションの支援

コミュニケーション条例の制定、手話の理解促進

### (3) 居住の支援

住宅改修助成事業の周知、地域移行支援事業および成年後見制度の活用

### (4) 障がい者の権利擁護

成年後見制度、日常生活自立支援事業の周知、障がい者差別解消に向けた普及啓発及び市職員研修の実施、虐待防止の取組として事業所向けの研修会の実施、虐待の早期発見のための連携強化、意思決定支援の重要性の周知

### (5) 災害時の支援

避難行動要支援者名簿の活用、福祉避難所における運営訓練等の実施、障害福祉サービス事業所における避難訓練の実施

### (6) 感染症への対策

感染症対策の事業所向け研修会の実施、感染者が確認されたときのサービスの調整、衛生用品の確保

## 12 障がい児支援の見込量 【障がい児福祉計画分】

### 【児童福祉法に基づく障害児通所支援等の種類】

サービス名	内 容
児 童 発 達 支 援	未就学の心身の発達が気になる児童が通所して、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練をします。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療をします。
放課後等デイサービス	就学後の心身の発達が気になる児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	心身の発達が気になる児童が、他の児童との集団生活に適応することができるよう、児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をします。支援は訪問支援員が実施します。
居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障がい等の状態にある児童への発達支援の提供の場を設けるために、居宅を訪問して提供されるサービスです。
障 害 児 相 談 支 援	心身の発達が気になる児童が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリング（継続障害児支援利用援助）を行います。

【実績と見込み】

サービス名 (市内事業所数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援 (4)	人/月	65	75	68	91	99	107
	人日/月	841	792	762	858	891	924
医療型児童発達支援 (0)	人/月	0	0	0	1	4	7
	人日/月	0	0	0	5	10	35
放課後等デイサービス (9)	人/月	126	145	152	193	217	241
	人日/月	1,134	1,371	1,595	1,888	2,147	2,405
保育所等訪問支援 (3)	人/月	6	9	3	11	12	13
	人日/月	10	14	4	17	18	19
居宅訪問型児童発達支援 (0)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
障害児相談支援 (6)	人/月	53	58	71	76	85	94

※ ( ) 内は、令和2年9月末現在の事業所数

※児童発達支援の市内事業所数の内訳は、児童発達支援センターが2か所、児童発達支援事業所が2か所

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

見込量の確保方策等（主なもの）

【児童発達支援】

自立支援協議会発達支援部会等を通じて、障がい児を支援する事業所と各関係機関との連携を図るとともに、児童の発達状況や生活環境を的確に把握し、適切にサービスを提供します。

【放課後等デイサービス】

発達支援センターおひさまにおいて市内放課後等デイサービス事業所連絡会を開催し、各事業所間で情報共有や研修等を行うほか、実施内容に対して助言等を行い、サービスの質を担保します。

**13 重症心身障がい児と医療的ケア児への支援体制 【障がい児福祉計画分】**

(1) 重症心身障がい児への支援体制

【主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

現在、重症心身障がい児を支援する事業所は市内に3か所あります。今後も、市内の事業所のみならず、市外の事業所とも連携して支援体制を確保します。

(2) 医療的ケア児への支援体制

【医療的ケア児等コーディネーターの役割】

医療的ケア児が地域において必要な支援を受けながら、安心して暮らしていけるよう、多様化する医療的ケア児のニーズを的確に把握し、関係機関との総合調整を行い支援します。

【医療的ケア児等コーディネーターの配置】

保健・福祉それぞれの分野に幅広く対応するため、医療的ケア児等コーディネーターを保健センターと障がい者相談支援センターに引き続き各1名配置します。

### 【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場】

自立支援協議会発達支援部会を、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携するための協議等の場として活用します。

また、知多障害保健福祉圏域会議子ども部会や大府市子ども・子育て会議等においても、各関係機関と協議を行います。

### 【確保方策等】

個別にケース会議を実施するなど、医療的ケア児に対して、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関と医療的ケア児等コーディネーターが連携して支援します。

## 14 子ども・子育て支援 【障がい児福祉計画分】

### 【受入状況の実績と見込み】

サービス名 (市内施設数)	単位	実績			見込み		
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育所 (27)	人/月	125	119	126	136	146	156
幼稚園 (2)	人/月	9	12	13	13	13	12
認定こども園 (3)	人/月	4	2	2	2	2	2
放課後クラブ (12)	人/月	62	59	84	93	94	93

※（ ）内は、令和2年9月末日現在の施設数

※各年度は1か月あたりの平均値、令和2年度は4月から9月までの平均値

### 今後の取組

心身の発達が気になる児童が障害児通所支援の利用などにより住み慣れた環境で暮らしていただけるよう、市内外の関係機関が連携して支援するためのネットワークの強化を図ります。

## 15 発達が気になる児童への支援体制 【障がい児福祉計画分】

### (1) これまでの取組

#### 【早期発見・早期支援のための取組】

市内に発達支援センターを2か所設置していることは、同規模の地方公共団体では先進的な取組です。

また、本市では発達の遅れを早期発見し、適切な療育を行うとともに、保護者への支援に対するニーズに対応するため、心身の発達が気になる児童未就学児に対して、発達支援センターおひさまの早期療育、親子育成支援事業「ジョイジョイ」など、本市独自の取組を実施しています。

## 【子どもから大人までの一貫した相談支援体制】

現在、大府市ふれ愛サポートセンター「スピカ」内に障がい者相談支援センターを設置し、子どもから大人まで一貫してワンストップでの相談支援を実施しています。また、児童の発達に応じて、各関係機関と連携してライフステージに応じた様々な支援を実施しています。

### (2) 今後の取組

発達支援センターおひさま、発達支援センターみのり、指定障害児相談支援事業所、保健センター等の関係機関が連携して、発達の遅れを早期発見するため、児童の発達に応じた様々な支援を引き続き実施します。

その他にも、自立支援協議会発達支援部会等を通じて情報を共有し、支援のために各関係機関との連携を図ります。

## 16 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画期間中の取組事項

年 度	取組事項
平成30年度	訪問入浴事業の利用回数の変更（増加）を実施
	市役所に手話通訳者を配置
	ヘルプマークの配布を開始
	日中一時支援の年齢要件を廃止
	自立支援協議会内に医療的ケア児に関する協議の場を設置
	自立支援協議会内に当事者交流に関する協議の場を設置
	自立支援協議会研修会にて人材育成・防災に向けた取組を実施
	大府市避難行動要支援者名簿に関する条例を制定
	発達支援センターみのりを開所
	パラアートおおぶを開催
令和元年度	自立支援協議会発達支援部会にて保育園、幼稚園の合同研修を実施
	大府市手話言語条例を制定
	自立支援協議会にて当事者交流会を実施
	自立支援協議会内に相談支援体制に関する協議の場を設置
	発達支援センターおひさまの早期療育を拡充
	自立支援協議会発達支援部会にて医療的ケア児の支援に関する研修を実施
	自立支援協議会にて保育園、幼稚園の合同研修を実施
令和2年度	喀痰吸引研修の受講費補助の実施
	個別給付型地域活動支援センター事業の実施
	手話奉仕員養成講座の講師の交通費補助の実施
	新型コロナウイルス感染症拡大予防のため障がい福祉施設へマスク・ガウン、医療的ケアのある障がい児者にアルコール消毒液を配布

## 17 策定の体制と経過

### 策定の体制

【大府市自立支援協議会 全体会 委員名簿】

(敬称略)

分野	所属名等	氏名
医療関係機関	大府市医師代表 大府こころのクリニック	櫻井 政仁
	あいち小児保健医療総合センター	秋津 佐智恵
	特定医療法人 共和病院	森田 智也
学識経験者	日本福祉大学 社会福祉学部	木全 和巳
相談支援事業者	医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みずえ
	株式会社ジェネラス こども発達支援リ・ハビリ初音	金子 満寛
障害福祉サービス 事業者	社会福祉法人 大府福祉会 あけびの実	鈴木 悦彦
	社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	平林 政明
	社会福祉法人 仁至会 サンサン大府	塚本 鋭裕
	社会福祉法人 憩の郷 多機能型事業所ライム	◎杉原 直樹
	社会福祉法人 憩の郷 ワーキングスペースおおぶ	朝熊 清花
	社会福祉法人 愛光園 障がい者活動センター愛光園	松澤 賢治
	社会福祉法人 愛光園 就職トレーニングセンター	辻 孝志
企業	大府市障がい者雇用事業所連絡協議会 有限会社 矢田化学工業	中本 和則
障がい当事者団体	大府市身体障がい者福祉協会	大平 長治
	大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
	大府地域家族会かざぐるま会	西原 民枝
	肢体不自由児（者）父母の会 いろは	大塚 良孝
地域	民生児童委員 障がい者部会	成田 孝枝
権利擁護関係機関	知多地域成年後見センター	○今井 友乃
保健関係機関	愛知県知多保健所	伊藤 博美
教育関係機関	大府もちのき特別支援学校	鳥山 淳
雇用関係機関	刈谷公共職業安定所	福島 洋子
福祉関係機関	知多児童・障害者相談センター	奥村 翼
	発達支援センター おひさま	東 千恵子

◎は会長 ○は副会長



【大府市自立支援協議会 計画策定部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏名
社会福祉法人大府福祉会 あけび苑	◎平林 政明
社会福祉法人 愛光園 障がい者活動センター愛光園	○松澤 賢治
当事者（身体障がい者）	宮野 康幸
大府市手をつなぐ育成会	薄井 秀人
社会福祉法人 愛光園 就職トレーニングセンター	辻 孝志
医療法人共和会 相談支援事業所みらい	平野 みずえ
発達支援センターみのり	水上 和江
大府市障がい者相談支援センター	安井 孝嗣

◎は部会長 ○は副部会長

【大府市自立支援協議会 発達支援部会 部会員名簿】

(敬称略)

所属名等	氏名
発達支援センターおひさま	◎東 千恵子
発達支援センターみのり	○水上 和江
肢体不自由児（者）父母の会 いろは	大塚 良孝
あいち小児保健医療総合センター	秋津 佐智恵
至学館大学附属幼稚園	鈴木 恵子
ひいらぎ特別支援学校	廣瀬 智美
株式会社ジェネラス こども発達支援 リ・ハビリ初音	宮地 孝一
医療法人社団明照会 大府あおぞら有床クリニック	林 由紀
大府市教育委員会	有賀 美智留
大府市役所 保育課	山口 良志恵
大府市役所 健康増進課	青山 沙呼子

◎は部会長 ○は副部会長

## 策定の経過

年 月 日	内 容
令和2年 5月14日	第1回 自立支援協議会 全体会
令和2年 6月 3日	第1回 計画策定部会（書面開催） 第5期障がい福祉計画の進捗状況の確認 第6期障がい福祉計画策定スケジュール、意見交換
令和2年 6月23日	第2回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 6月30日	第1回 発達支援部会（書面開催） 第1期障がい児福祉計画の進捗状況の確認 第2期障がい児福祉計画策定スケジュール、意見交換
令和2年 7月22日	第3回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 8月19日	第4回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について
令和2年 8月20日	第2回 発達支援部会 第2期障がい児福祉計画（案）について
令和2年 9月17日	第2回 自立支援協議会全体会
令和2年12月19日 ～令和3年 1月19日	パブリックコメント
令和3年 2月17日	第3回 自立支援協議会全体会
令和3年 3月10日	第5回 計画策定部会 第6期障がい福祉計画（案）について

### 第6期大府市障がい福祉計画・第2期大府市障がい児福祉計画

策 定 令和3年3月

発 行 大府市 福祉子ども部高齢障がい支援課、子育て支援課（障がい児福祉計画分）

T E L 0562-45-6289、0562-45-6229（障がい児福祉計画分）

F A X 0562-47-3150

メール kourei-shougai@city.obu.lg.jp、kosodate@city.obu.lg.jp（障がい児福祉計画分）